

令和 2 年 4 月 3 日

(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所)
保護者の皆様

古賀市長 田辺 一城
(保健福祉部子育て支援課)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関連した子ども・子育て支援施設等の対応について

古賀市では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを最小限に抑えるため、公共施設の一時休館及び小・中学校等の臨時休校の取組を行い、古賀市における認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、届出保育施設（以下、「子ども・子育て支援施設等」という。）にお子さんをお預けの保護者の皆様に3月中の家庭保育のご協力をお願いかけておりました。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、政府の専門家会議の見解と知事が県全体に出した「外出自粛要請」の趣旨を踏まえ、古賀市小・中学校において4月17日（金）まで臨時休校とすることにいたしました。そのような中、子ども・子育て支援施設等では、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることなどから、感染の予防に留意した上で、開所・運営されているところです。

既に利用されている施設から家庭保育のご協力依頼等を受けている方もおられるかと思いますが、改めて古賀市からも保護者の皆様へ依頼するものです。

つきましては、下記の点について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. できる限りの家庭保育にご協力について

今回の臨時休校の趣旨に鑑み、子どもの健康と安全を考慮し、ご自宅で保育ができる場合（育児休業中や産前産後休暇を含む）は、極力家庭保育にご協力ください。

なお、協力をお願いする期間を4月18日（土）までに延長いたします。

2. 家庭保育にご協力いただいた場合の利用者負担額（保育料）について

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、4月18日までに登園を自粛した日があり、0歳児から2歳児クラスのお子さんで利用者負担額（保育料）を納付している場合には、利用者負担額（保育料）を日割り計算により減額します。

※計算式

4月の保育料×（4月の保育所等開所日-新型コロナウイルス感染拡大防止のために家庭保育をした日数）÷25日（10円未満切り捨て）

（例）保育料27,500円の2歳児の家庭が10日家庭保育の要請に応じたとき

$27,500 \text{円} \times (25 \text{日} - 10 \text{日}) \div 25 \text{日} = 16,500 \text{円}$ 減免額 11,000円

※減額の対応につきましては、各園を通じてご案内する予定ですので、しばらくお待ちください。

3. 子ども・子育て支援施設等への登園等の留意事項について

- ・登園前に体温測定し、37.5度以上の発熱等、風邪等の症状がある場合は自宅で休養してください。
- ・手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行ってください。
- ・不要不急の外出は避けてください。

4. 新型コロナウイルス感染症に関連した相談について

【粕屋保健福祉事務所】（平日 8:00~17:00） 電話：092-939-1746

【福岡県夜間休日 緊急連絡先】（夜間・休日） 電話：092-471-0264

- 1 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- 2 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

5. 今後について

子ども及び職員に感染者が出た園については、臨時休園を行う予定です。また、子ども及び職員の家族等の関係者に感染者が出た園については、臨時休園を行う場合があります。

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

古賀市保健福祉部 子育て支援課 保育・手当係

TEL 092-942-1157 FAX 092-942-1154

E-mail : hoiku@city.koga.fukuoka.jp

令和 2 年 4 月 3 日

(私立幼稚園)
保護者の皆様

古賀市長 田辺 一城
(保健福祉部子育て支援課)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関連した子ども・子育て支援施設等の対応について

古賀市では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを最小限に抑えるため、公共施設の一時休館及び小・中学校等の臨時休校の取組を行い、古賀市における認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、届出保育施設（以下、「子ども・子育て支援施設等」という。）にお子さんをお預けの保護者の皆様に3月中の家庭保育のご協力を呼びかけておりました。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、政府の専門家会議の見解と知事が県全体に出した「外出自粛要請」の趣旨を踏まえ、古賀市小・中学校において4月17日（金）まで臨時休校とすることにいたしました。そのような中、子ども・子育て支援施設等では、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることなどから、感染の予防に留意した上で、開所・運営されているところです。

既に利用されている施設から家庭保育のご協力依頼等を受けている方もおられるかと思いますが、改めて古賀市からも保護者の皆様へ依頼するものです。

つきましては、下記の点について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. できる限りの家庭保育にご協力について

今回の臨時休校の趣旨に鑑み、子どもの健康と安全を考慮し、ご自宅で保育ができる場合（育児休業中や産前産後休暇を含む）は、極力家庭保育にご協力ください。

なお、協力をお願いする期間を4月18日（土）までに延長いたします。

2. 子ども・子育て支援施設等への登園等の留意事項について

- ・登園前に体温測定し、37.5度以上の発熱等、風邪等の症状がある場合は自宅で休養してください。
- ・手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行ってください。
- ・不要不急の外出は避けてください。

3. 新型コロナウイルス感染症に関連した相談について

【粕屋保健福祉事務所】（平日 8:00～17:00） 電話：092-939-1746

【福岡県夜間休日 緊急連絡先】（夜間・休日） 電話：092-471-0264

- 1 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 2 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

4. 今後について

子ども及び職員に感染者が出た園については、臨時休園を行う予定です。また、子ども及び職員の家族等の関係者に感染者が出た園については、臨時休園を行う場合があります。

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

古賀市保健福祉部 子育て支援課 保育・手当係

TEL 092-942-1157 FAX 092-942-1154

E-mail : hoiku@city.koga.fukuoka.jp

令和 2 年 4 月 3 日

(届出保育施設)
古賀市在住の保護者の皆様

古賀市長 田辺 一城
(保健福祉部子育て支援課)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関連した子ども・子育て支援施設等の対応について

古賀市では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを最小限に抑えるため、公共施設の一時休館及び小・中学校等の臨時休校の取組を行い、古賀市における認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園、届出保育施設（以下、「子ども・子育て支援施設等」という。）にお子さんをお預けの保護者の皆様に3月中の家庭保育のご協力を呼びかけておりました。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、政府の専門家会議の見解と知事が県全体に出した「外出自粛要請」の趣旨を踏まえ、古賀市小・中学校において4月17日（金）まで臨時休校とすることにいたしました。そのような中、子ども・子育て支援施設等では、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることなどから、感染の予防に留意した上で、開所・運営されているところです。

既に利用されている施設から家庭保育のご協力依頼等を受けている方もおられるかと思いますが、改めて古賀市からも保護者の皆様へ依頼するものです。

つきましては、下記の点について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. できる限りの家庭保育にご協力について

今回の臨時休校の趣旨に鑑み、子どもの健康と安全を考慮し、ご自宅で保育ができる場合（育児休業中や産前産後休暇を含む）は、極力家庭保育にご協力ください。

なお、協力をお願いする期間を4月18日（土）までに延長いたします。

2. 家庭保育にご協力いただいた場合の利用者負担額（保育料）について

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、4月18日までに登園を自粛した日があり、0歳児から2歳児クラスのお子さんで利用者負担額（保育料）を納付している場合には、利用者負担額（保育料）を日割り計算により減額します。

※計算式

4月の保育料×（4月に登園を予定していた日数-新型コロナウイルス感染拡大防止のために家庭保育をした日数）÷4月に登園を予定していた日数（10円未満切り捨て）

（例）保育料27,500円の2歳児の家庭が10日家庭保育の要請に応じたとき

$27,500 \text{円} \times (25 \text{日} - 10 \text{日}) \div 25 \text{日} = 16,500 \text{円}$ 減免額 11,000円

※減額の対応につきましては、各園を通じてご案内する予定ですので、しばらくお待ちください。

3. 子ども・子育て支援施設等への登園等の留意事項について

- ・登園前に体温測定し、37.5度以上の発熱等、風邪等の症状がある場合は自宅で休養されてください。
- ・手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行ってください。
- ・不要不急の外出は避けてください。

4. 新型コロナウイルス感染症に関連した相談について

【粕屋保健福祉事務所】（平日 8:00~17:00） 電話：092-939-1746

【福岡県夜間休日 緊急連絡先】（夜間・休日） 電話：092-471-0264

- 1 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- 2 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

5. 今後について

子ども及び職員に感染者が出た園については、臨時休園を行う予定です。また、子ども及び職員の家族等の関係者に感染者が出た園については、臨時休園を行う場合があります。

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す

問い合わせ先

古賀市保健福祉部 子育て支援課 保育・手当係

TEL 092-942-1157 FAX 092-942-1154

E-mail : hoiku@city.koga.fukuoka.jp